

保存用

大学研究ノート

第73号 (1989年10月)

臨教審と高等教育改革

— 第17回(1988年度)『研究員集会』の記録 —

広島大学
大学教育研究センター

は し が き

1988年度研究員集会は、前年度から準備してきたOECDとの協力による留学生問題に関する国際セミナーと“ドッキング”して開催することになった。このセミナーには当初から本センターの内外の研究員の参加が予想されていた。また、外国からの多数の参加者のためのエクスカレーション・プログラム実施の間、全国から参加された日本人参加者へのプログラムの企画の必要もあった。さらにセンターの予算的制約もあり、機会を改めて研究員集会を開催する余裕はほとんどない。このような諸事情を勘案して、第17回研究員集会は、公開講演会を中心にして、上記国際セミナーの諸外国からの参加者のエクスカレーション・プログラムと並行して実施することにしたのである。

研究員集会のテーマ設定に関しては、上記国際セミナーとの関連も重要であると思われるが、特に重視すべきだと考えたことは日本の大学をとりまく状況である。1987年8月、臨時教育審議会が最終答申を公表し、同答申に基づき設置された大学審議会は今日、臨教審答申の諸提案の具体化に向けてさらに一步踏み込んだ論議を展開している状況がある。臨教審の活動と同様に、いやそれ以上に大学審議会の活動は日本の大学関係者にとって看過しえない課題を含んでいる。昨年度の研究員集会では、臨教審答申との内容的関連性を考慮し、また高等教育研究者等による客観的検討の必要性に鑑み、テーマ「大学と政府—高等教育における役割と責任」を設定した。本年度研究員集会は前年度テーマを継承・発展する方向で検討し、テーマ「臨教審と高等教育改革」を採択し、公開講演形式で実施することにした。

この公開講演会は、1988年11月10日(木)、午前の時間を利用して、民主教育協会中四国支部(支部長：沖原豊広島大学長、当時)との共催で、広島大学本部・第1会議室で実施された。公開講演は最初、元広島大学・大学教育研究センター長 新堀通也氏(武庫川女子大学教授)が「大学と臨教審」と題して、次に前文化庁長官 大崎仁氏(東京国立近代美術館館長)が演題「大学紛争から臨教審まで」により、それぞれ約1時間づつ講演した。司会はセンター長と有本章センター教授が担当した。

新堀通也氏は教育社会学者として客観的にしかも冷静な眼で、臨教審の特色を分析、臨教審答申と中教審46答申との比較、臨教審提案の内容的吟味を通して論議を展開された。氏の講演内容は本報告書を見ていただくことにして、ここでは、その中で私が特に関心をもったことの一つにふれておきたい。新堀氏は臨教審提言に潜む問題として事前予測の必要性を強調されたことである。氏のこの言葉を聞きながら私は次のことを連想した。1960年代以降の技術革新を基盤とした経済高度成長期には公害が増大した。この苦い経験から産業社会では技術の社会的適用に際してはテクノロジー・アセスメント(事前評価)を行うことが常識化している。ところが教育界では、共通一次試験に関しても、事前予測・評価の試みがなされず、そのまま導入され、「予期せぬ問題」が多数発生し、共通一次試験に対する国民からの批判は今日も根強いものがある。このように考えると上記の新堀氏の発言内容の意味するところはきわめて重要であり、教育改革の原理にかかわる本質的な指摘だと私には思えたのである。

大崎仁氏は、新制大学から大学紛争までが約20年、大学紛争から臨教審答申までが約20年であり、戦後の日本の大学改革は20年間隔で動いていると述べた。臨教審答申は、21世紀への展望という新しい時代・社会の要請に対応することを前提としているものの、大学改革の課題に関していえば、新制大学出発期以降、解決すべき課題とされ、また大学紛争期の改革論議の焦点とされ

た、一般教育、大学院、管理運営等の問題への対応を中心にすえている、と論じた。氏は大学紛争以降、大学局大学課長、学術国際局長、高等教育局長と高等教育改革計画の要職にあった人である。大学紛争以降の大学設置基準改訂、大学院設置基準制定、共通一次試験導入や臨教審答申等に関与された当事者としての氏の講演内容は興味深いものであった。政策担当者の積極的意図に基づいて計画された高等教育政策においても、先に論じた共通一次試験の導入にみられるように意図に反した事態が発生する場合は珍しくない。このように考えると、新堀氏の上記の発言一政策的提言に関する事前予測の必要性の一の重要性がここでもまた想起されるのである。

両者の講演のあと、有本章教授の司会で討論が行われた。多くの意見が提出されたが、その主要なものは日本の大学財政の貧困を指摘するものであった。これに対して財政問題への言及は、時として大学改革停滞の「口実」ととどまる可能性があることも指摘された。国際的視野からみた場合、わが国の高等教育への公的資源からの援助の増大の必要性は、臨教審答申においても強調されている。それと同時にそれぞれの大学は公的財源からの支援の拡大にともない社会的責任の遂行が今後一層つよく要請されることになる。大学の自治、それを支える学問の自由、教育を受ける権利等の重要性を考えると、大学自ら、教育・研究機能を通して社会からの期待にどのように応えているのかを明らかにする努力が求められる。この課題にそれぞれの大学が対応するには、臨教審答申の指摘をまつまでもなく、大学の自己評価とそれに基づく計画的改革が必要となるであろう。大学改革には新しい財源が必要であることは論をまたないが、現在の財源の枠組みの中においても、日本の大学において経験の乏しい大学評価に本格的に取り組むためには、われわれはいかなる準備が必要であるのか、また、大学運営における計画的機能が十分整備されていない現状を改める必要はないのか、などの議論とそのことの合意形成への努力は可能である。しかし、各大学においては、社会的責任を果たすために自己評価機能や計画的機能の整備に向けて本格的な検討を開始しているところは、まだきわめて乏しいように思われる。これが私個人の危惧であればよいが、大学の知性を支える自己評価機能等の欠如が国民からも指摘され、国民の大学に対する信頼がさらに低下することだけは避けたいものである。

広島大学・大学教育研究センター長

関 正 夫

目 次

はしがき	関 正夫（大学教育研究センター長）
------------	-------------------

公開講演 『臨教審と高等教育改革』

1. 大学と臨教審	
新堀通也（武庫川女子大学教授・元大学教育研究センター長）	1
2. 大学紛争から臨教審まで	
大崎 仁（東京国立近代美術館館長・前文化庁長官）	12
研究員集会の概要	23

公 開 講 演 会

大学と臨教審

新堀 通也（武庫川女子大学教授）

新堀でございます。「大学と臨教審」という題をいただきました。外野席という言葉がござい
ますが、外野の立場からきょうはお話を申し上げたいと思います。外野と申しました意味は、二
つほどあります。一つは、私は臨教審とは全く関係がない、外から臨教審を眺めてきたと、こ
ういう意味での外野です。これに対して大崎先生は内野も内野、最も中心の内側から臨教審を眺め
られた人でありますので、後から対照的にご考察いただきたいと思います。第二に外野の「野」
ですが、私は国立大学から、今や私立の大学に移っておりまして、いわば在野の人間です。在野
の「野」には野蛮という意味もあるかも知れませんが、野人といえますか、そういった意味で
も「野」であります。これまた文化庁長官、近代美術館館長といったようなスマート中にもスマ
ートな立場の大崎先生とは全く対照的です。しかし外から野人が眺める場合、岡目八目という言葉
もありますので、若干あたっているところもあるかもしれない。しかしまたいろんな誤解、偏見
もあるかもしれません。それはまた後ほど大崎先生のお話をもとにして考えていただきたいと思います。

前置きはそのくらいにしておきまして、私がこれからお話を申し上げるのは、要旨をお配りし
てあるかと思いますが、それこそ外野の立場から私なりにまとめた、臨教審の特徴は何か、そう
して臨教審ができて3年、その間にどう変遷してきたか、ないしこれからどう変遷するであろ
うか、その影響はどうであろうかといったような意味での、要約です。臨教審の軌跡という名前を
つけておきました。これが一つの柱です。それからもう一つ、大崎先生のメモにもございますが、
臨教審の大学関係の提案を、主として中教審の46答申と比較しながらみていきたい、これが第二
の柱であります。そして第三の柱は、先ほど関先生もいっておられたように、臨教審の答申の
内容を吟味してみることです。例えば臨教審が残した問題はないだろうか。あるいは臨教審の提言
を実施した場合に、そこに予想される問題は何だろうか。こういったことについて第三の柱を建
てております。以上がこれからの大体の計画でございます。

1. 臨教審の軌跡

(1) 臨教審の特色

まず最初の臨教審の特徴ということであります。いろいろあるとは思いますが、6つ
ほど特徴があるのではないかと、思っております。臨教審の提言は、あとからも申しますよう
に、非常に大部なものでありまして、読むだけでも大変なものですから、まとめることは非常
に困難でありますけれども、臨教審という組織自体が持っている特徴、特に当初持っていた特
徴は何か、メモに書いておきましたように6つの特徴があるのではないかと、思います。

ひとつは、いうまでもありませんが、臨教審は、中教審という文部省所管の審議会をさしお
いてと申しますか、棚上げして内閣直属の機関として作られたわけです。そこにはいろんな意
味があると思います。ひとつは、中教審の46答申は腰くだけに終わったというような評価があ
ります。私の見るところでは、答申に沿った改革も断片的には行われたが、大した成果をあげ
なかったというのが一般の評価ではないか。教育の改革を一文部省に任せておいては、百年河
清をまつがごとしで、教育改革は内閣全体で取り組まなければならない。ないしは教育界では
なくして、国民全体がこれに取り組まなければならぬ、これは確かに事実でもありますが、
こういった不満が国民の間に広くあったものではないか。中曽根、当時の首相がそれを

キャッチして内閣直属の臨教審を作った。しかも、中曽根首相は自ら仕事師と称しまして、戦後政治の総決算をやる、という意気込みで大いにハッスルしたことは記憶に新しいところです。そういったわけで、この仕事師内閣が旗をふって臨教審を作った。国民の側には、今度は何かやるんじゃないかと、こういう思いが生まれたのではなかろうかと思うのです。しかも、臨教審は3年間の時限立法である。したがって、性急というか、密度の濃い審議をやった。これがひとつの特徴ではなかろうかと思うのであります。それだけ臨教審に対する期待も大きかった。と同時にとんでもない改革をやられてはかなわんという反発も大きかったと思うのです。これが第一の特徴であります。

第二は委員の属性とでも申しますか、人選とでも申しますか、こういうところに特徴があるかと思えます。端的に言えば、臨教審の委員の中には経済人その他、教育の専門でない人がたくさんいた。つまり教育関係者がいわばそでにされた、という印象があります。しかもその起用された人たちには、いわゆる中曽根好みと申しますか、中曽根プレーンと申しますか、中曽根さん自身が使った言葉で言えば、「暴れ馬」がたくさんいました。彼らは非常に歯切れがいい、また歯切れがいいだけにいろいろ物議をかもすような発言もあった。教育の専門家から見れば暴言というか、乱暴な議論も随分とあったように思うのです。ないしは現実離れをした意見もあった。こういうことで、委員の構成に特徴がありました。もちろん教育専門家もおりましたけれども、委員の中にそういった「暴れ馬」が相対的に数多く起用されたため、従来のお役所的な審議会とは非常に違った性格をもっていたのではないかと。最初の頃は、いわば日本文化論、ないしは日本人論、文明論といったようなものをたたかわしておりました。そのため、従来の普通の審議会の委員構成とは相当程度、違っておったという特色をもっておったのではなかろうかと思うのです。

それから第三番目には、その委員の構成にもよりますけれども、何と云っていいかわかりませんが、一種のオプティミズムとでもいうか、楽観とでもいうべきものが委員の多くの心の中にあっただのではないかと。端的に申しますと、21世紀は日本の世紀だといった日本大国論とでもいうような、発想というか、気持ちが相当濃厚にあったのではなかろうか。間違いかもしれませんが、私はそう思うのです。日本大国論からの結論は、中曽根さんが使った言葉で言えば、民族主義と国際主義ですが、そういった日本大国論の基礎、ないしは日本人の自信の基礎にあるものは何か。その大部分は、日本の経済的成長、日本が経済大国になったということではないかと思うのです。そこで臨教審では、委員の構成からも経済界、経済的な発想、経済人的な発想が強かった。いろいろ原因がございますけれども、自由競争が日本の経済の成長をもたらした原動力となった。同じ自由競争をなぜ教育はやらないのか、自由競争でやればもっと教育はよくなるだろう。こういう発想があったのではないかと。経済ないし、経済成長とのアナロジーによって教育の発展をはかろうという発想が相当程度強かったのではないかと思うのです。

しかもその経済ないしは産業のうちで、最も成長を遂げたものは何かと申しますと、ひとつは、ハイテクであります。委員の構成から申しましても、ハイテク関係の人たちが入っておる。もうひとつは、ソフト産業とでも申しますか、情報であるとか、流通であるとか、貿易であるとか、レジャーであるとか、そういったソフト関係の経済人、ないしは、そういった分野の研究者が相当たくさん起用された。もっと端的に言えば、リクルートの人間が委員としては入っていた。こういうふうに考えることもできはしないかと思うのです。そういうわけで、日本の国に対する一種のオプティミスティックな考え方、そして繰り返しになりますが、経済の自由競争、ないしはハイテクとソフトに教育もシフトしなくてはならない。こういうふうな考え方

があったのではあるまいかと思うのであります。また、東京山の手文化という言葉がありますが、私をして言わしめれば、臨教審の委員は、この東京山の手式の考え方が日本全体、日本人全体の考え方であるかのように錯覚しておるのではないか。日本の中には東京山の手ではない文化が、それこそ在野に雑草のごとく生い茂っている。こうした現実をあまり注目しない、無視しておったという傾向がありはしないか。したがって、臨教審の楽天主義、彼らの発想、ないし発言は、なかなか都会的、スマートです。私はもっともスマートな言葉として臨教審が広めた言葉は、インテリジェントという言葉ではないかと思うのです。私も無知のゆえか、臨教審がインテリジェントビルなどの言葉を言い出すまでは、そういう意味でインテリジェントという言葉が使われるとはそれまで知らなかった。そういったインテリジェントであるとか、ユニバーシティ・カウンスルであるとか、なかなかスマートな言葉を使って議論を進めるという傾向があったような気がするのであります。

このオプティミズムないしは21世紀は日本の世紀という発想からしますと、たとえば日本の教育はこれまで追いつき型であったがこれからはこの追いつき型をやめなければならないということになる。そこには日本はいまや西洋から学ぶべき事はあまりないのだという発想がありはしないか。私は、確かに追いつき型を克服することは必要だけれども、そうだからといって日本がそれほど世界に追いついたとは決して思わない。追いつき型も依然として必要であると思いますが、追いつき型の否定には一種のオプティミズム、もっと極端に言えば、一種のおごり、たかぶり、傲慢さといったようなものがあるのではないか、自信過剰といったようなものがあるのではないか、こういう気がするわけであります。これが第三番目。

そして第四番目です。隠れ蓑という言葉がありますが、従来の普通の審議会はいたい事務局がお膳立てをして原案をつくる、それをもとにして若干ものいいをつけたり、修正したりして答申ができる、大崎先生に内実を聞かないとわからないのですが、だいたいそういった傾向が強かったのでないかと思うわけです。私も若干経験上、そう思うのです。ところがこの臨教審は非常にハッスルいたしました。仕事師内閣の仕事ということですから、事務局にまかせない、自らすすんでやるという姿勢と行動が顕著でした。これまた非常に大きな特徴ではなかろうか。臨時教育審議会と申しましても、臨時といえるかどうか疑わざるをえないほどの精力を委員諸氏は注いだようであります。あれではたして本職のほうはどうなっているのか、心配になるほどのハッスルぶりでありました。こういった事務局任せからの脱却、いってみればやる気まんまんということであります。

それとも関係しますが、第五番目に積極的なPR。これもいままでの普通の審議会にはあまりみられない傾向ではないかと思うのです。答申からして3年間の間に4回大部なものを出しておる。読むだけでも大変で、しかも審議経過の報告といったものも随時出している。またこれも他の審議会には例がないのでないかと思うのですが、『臨教審だより』といった市販の雑誌まで定期的に刊行してPRにこれ努める、ということであります。臨教審のあとをうけた大学審議会でも、これは市販ではなかったと思いますが、『大学審議会ニュース』といったようなものを出しております。お役所も変わったものだ、審議会も変わったものだと思うのですが、おそらく臨教審あたりが先鞭をつけたのではないかと思うのであります。おそらく先ほど申しましたように、臨教審の委員の中には、そういったPRの力を非常に実感している委員の方がはいっておられる。つまり情報産業の騎手としてPRが必要だということを知っていたのだと思うのです。その他にも公聴会であるとか、講演会であるとか、いろんな活動に従事し、積極的にテレビに出演したり、雑誌にものを書いたりといったような非常な努力をしました。全部

とはいませんが、委員の方々はPRに大いに努力されたと思うのであります。情報化を唱える臨教審としては当然の行動であったかと思うのであります。

そのようにしますと、第6番目の特徴として、PRをすればするほど、ハッスルすればするほど、文明論や日本文化論だけをたたかわせておるわけにはいかない。改革と銘打つ以上、具体的な問題にはいらなくてははいけない。公聴・広報をやるにつれ、いろんな意見がでてくる。そうしますとそれをまた取り入れる、と言ったようなわけで、ある意味では、枝葉末節といえますか、非常に細かい議論に入らざるを得なくなる。最初は日本の教育は追いつき型ではないとか、これからの社会はどうなるとか、大所高所からものをいっておった。文化論、文明論を戦わせておった。それが審議を熱心に進めれば進めるほど、細かな細かなところに入っていく、ということになるのです。網羅的でどこに焦点があるのかわからなくなり、あぶはちとらずになってしまった。そのために、先ほどいったような非常に大部な答申が出てくる、という結果に至ったのではあるまいかと思うのであります。

(2) 臨教審の変容

発足当時の臨教審の特徴としましては、以上申し上げました6つの特徴があげられるのではない。いずれもこれまで普通に考えられておったような審議会とはずいぶん毛色が違った審議会であったと思うのであります。その必然的な結果でもありますが、臨教審が網羅的に熱心に審議を進めるにしたがって、だんだんと変化がおこってまいりました。それが次に述べる臨教審の変容ということであります。

第一の変容は臨教審への一般的関心の低下です。最初、臨教審は、いま言いましたようなわけで、一方では非常に大きな期待、こんどこそやってくれるという期待をまき起こした。ところが他方ではとんでもないことをやってもらっては困る、と言うので反対陣営からの抵抗も熾烈でした。賛成するにせよ、賛成しないにせよ、いずれにしても、臨教審の熱気にほだされて、臨教審に対する関心は当初非常に高かったと思うのであります。臨教審関係の書物だけでも、はっきり数えたことはありませんけれども、おそらく10冊くらいはあるのではないかと。臨教審について書かれた論稿・論文にいたってはおそらく枚挙にいとまがないと思われます。私は臨教審の最大の功績は教育の問題について広い関心を引き起こした、ないしは改革の必要性を国民に広く意識せしめた、というところにあるのではないかと考えております。

しかし、それも最初の頃のことでありまして、だんだんと熱気がさめてきたような感じがするのであります。臨教審に対するいろんな冷やかしがありました。例えば、平時において臨教審がというような大改革ができるわけがない、というような冷えた見方もありました。同時に臨教審がいろいろ細かなことを論じるにつれて、だんだんと臨教審に対する関心が、利害関係者だけに絞られてしまう、こういうことになったのではないかと、思うのであります。こういうふうに関心を持つ人がだんだんと限られてくると、反対する人もだんだんと限られた人たちになっていく。今日では、臨教審に関心を持っている人は、主に、行政関係者です。臨教審の提言をもとにしていろいろな行政的な改革が行われるので、行政関係者、特に教育行政関係者は、臨教審に対して関心をもたざるを得ない。しかし、普通の、一般の教育関係者の臨教審に対する関心は減ってきている、といっているかと思えます。学校でいえば、管理職とか理事とかといった人は確かに臨教審に対する関心を持っている。しかし、一般の教員はどうか、一般の大学の教員はどうか。臨教審に対する関心はそれほど大きいとは思われない。思われないその理由の一つは、臨教審のいっておることがすでに中教審その他で言われておる、ないしはわれわれ教育関係者の間でもたえず論じておることだからです。したがって、臨教審に対する関心が

教育現場においては、薄れてきている。そうしたわけで、だんだんと熱気が冷却してきた。とこういう変化があるのではないか。

それから、これは先ほど申し上げたとおりですが、事務局任せということを最初は排除いたしました。しかし、審議がすすむにつれて、事務局の役割というものが大きくなった。これが第二の変化ですが、それは第三の「枝葉末節的審議へ」という変化と深くかかわっています。大崎先生にお聞きしないとわからないのですが、臨教審発足当時は文部省をそでにした、教育専門家を冷遇した、といったようなことで、文部省も臨教審に対してそれほど積極的な態度はとっていなかったと、もれうけたまわるのですが、臨教審がだんだんと具体的な問題を審議するにつれて、餅は餅屋という言葉がありますが、やはり文部省というか教育専門家の助けをかりなければにっちもさっちもいかない、ということがだんだんとわかってくる。最初臨教審は、例えば塾まで学校として認定しろ、というような勇ましい議論をやりましたが、現実を知れば、制度を調べていけば、そんなことはできないということがわかってくる。臨教審内部からも反発がおこってくるということになるわけでありまして、だんだんと事務局の役割、端的に言えば文部省の役割が大きくなっていく、ということになる。そして、ボールを投げ返すという言葉がありますが、改革の実施責任は結局のところ内閣から文部省に投げ返される。そして、文部省がそれをうけて改革をする、というようなことになってしまう。臨教審からいえば、私はどうも、ミイラとりがミイラになったような感じがするわけで、これが事務局の役割の増大です。

それから、次に八方美人的結論ということ。先ほど申したとおり、議論をたたかわせればたたかわせるほど、臨教審内部でもいろんな対立した意見が出てきます。例えば第一部会と第三部会、第二部会と第三部会といったふうに、内部で意思統一ができない、ということがたくさん起きてまいります。ましていわんや、外にむかって公聴会を開く、意見を徴するというようなことになると、それぞれ利害関係が錯綜したいろんな意見が出てまいります。そこで臨教審がPRに努めれば努めるほど、八方美人的にならざるをえない、パンチがきかない、ということになってしまいます。そして結論にしても、最も大事な問題は、両論併記的に、検討すべきだとか検討を要するといったふうに、結論を先送りするということでお茶をにごすことになったのではないかと。誰からも反対できないような建前を表にかかげる、といったようなお役所的な答申になってくる、とこういうことでもあります。

以上が臨教審がだんだんと変わってきたという特徴ですが、第五番目にそれではこれからどうなるかという実施過程の予測です。これは当たるも八卦、当たらぬも八卦ということになるわけですが、私はこの臨教審の4次にわたる答申がいろいろ実施されてくる過程、また実現されつつある政策をみてみると、どうもつまみ食いと申しますか、改革がしやすいところをちょっちょつと改革する、といったような改革・施策が行われる可能性が大きいのではないか、抜本的な改革ないしは体系的な改革はなかなか出来ないのではなかろうか、と思うわけです。末梢的な外面的な技術的な改革に終ってしまっ、最も大事な改革は避けてしまう。はたしてそういった改革ができるかどうか分かりませんが、例えば一番大事な改革、たとえば、われわれ教育にたずさわっている者の意識改革だといってもいいわけですが、そういう意識改革ないしは日本の風土の改革は依然として先送りされてしまうのではないかと思うわけです。

それから改革が機構づくりに終わってしまうのではないかと、というおそれもあるような気がいたします。例えば、臨教審は基本的な原則として、生涯学習体系への移行ということを申して

おり、文部省はそれに沿って生涯学習局を作りましたが、どうもそういう機構いじりに終る、
といっは失礼ですが、終るおそれがあるような気がするのです。それから、これはさきほど
お話したとおりですが、利害が関係するセクターからの猛反対がおこるという予測もできるの
ではないか。

それから6番目、お墨付き効果。これは私が作った言葉なんです、当然やらないといけな
いと思われておった改革であっても、なかなか諸般の事情でできなかった。そういった改革が
臨教審がお墨付きを与えたということで改革しやすくなったという面もあるのではないかと
思うのです。

2. 臨教審の大学関係改革提言

以上が臨教審がどういう特徴をもっていたか、ないしはその特徴ゆえにどういふ変容がおこっ
たか、ということの私なりの分析でした。次に、臨教審の大学関係提言の吟味。大崎先生がメモ
をくださっておるのですが、私も簡単なメモを作ってきました。特に中教審の46答申と臨教審の
最終答申とを比較して、一体本当に新しいもの、中教審にはなかったもので、今回臨教審が新し
く提言したものは何か、というとは私は案外少ないような気がする。中教審以後いろんな答申が出
て、いろんな改革が行われてまいりました。が、臨教審だけが行なった提言とは何か、整理は非
常に難しいと思うのですが、右側のページに書いておきました。臨教審は、基本理念としてそこ
に挙げておきましたような生涯学習、生涯教育、それから個性重視の原則、さらに変化への対応、
ということを書いております。その変化とは具体的には情報化、国際化、成熟化です。このうち
生涯教育については、中教審と同時に出了た社会教育審議会（略して社教審。社会教育関係者
はその当時の社教審が出了た答申を46答申と言っておるのでありますが、）の答申、「急激な社
会構造の変化に対応するこれからの社会教育のあり方について」では、これからの教育の基本原
理として生涯教育という原則を明らかに打ち出しておる。臨教審が生涯教育、生涯学習を言う前
に、既に中教審なり社教審なりが生涯教育の原則を謳っておるわけです。変化への対応にしまし
ても、今申しました社教審は、日本の社会の社会構造の変化を六つにわけて分析しており、そこ
では情報化、国際化が社会変化として指摘されております。臨教審が基本変化として挙げておる
新しいものといえ、成熟化ぐらいではないかと思ひます。また、個性重視の原則ということも
これまた既に中教審でも、先ほどの社教審の答申でも、口をすっぱくしていっておるところです。
そういうことを考えてみますと、基本理念にしましても、臨教審が初めて出了たものは、あまり
ないのではないか。人間の知恵は限られておりますから、どんなに臨教審の委員のかたの頭がよく
ても、創造性があつても、新しい理念の創造といったようなことを打ち出すことは出来なかつ
たのではないか、と思うのです。

それから高等教育に関する問題意識ですが、中教審答申を読んでみますと、その中に、いまメ
モに書いてあるような事がいろいろと指摘されております。その通りにいわれている場合もありま
すし、内容的に同じことをいっている場合もあります。高等教育の大衆化と高度化をどう調整す
るか、これは中教審が最も頭を痛めた問題であります。同じように専門化と総合化、ないしは教
育と研究の関係をどうするか、基準と多様化をどう調整するか、自主性と閉鎖性をどう調整する
か、その他すでに中教審が46年に事細かく指摘をしておるるところです。しいて申しますと、中等
以後教育と大学との関係をどうするかというようなことは、中教審ではあまり言っていなかつた
のではないか。また大学評価の必要性を臨教審は重視しておる、これも新しいところである。そ
れから大学審議会の設置も臨教審の新しさである。また、中教審が言っておりながら臨教審が言っ

ていないこととして挙げられるのは、大学紛争の解決ということです。中教審の46答申では当時の情勢からいっても、大学紛争をどう解決するかという問題が大きく扱われた。これは当時の中教審が、いや中教審のみならず日本の社会が深刻に考えた問題だったと言って差し支えないと思います。ところが臨教審の答申では、現在大学紛争がほとんどないということもあるでしょうが、この問題はノータッチです。私は、大学紛争が昭和40年代のような様相で再現するとは思わないのですが、しかしその基礎にある条件は、いっこうに解決されてはいないのではないかと考えているのです。

それから具体的問題、これについてはいちいち申し上げておりますと時間がございません。例えば設置基準をどうするか、9月入学をどうするか、その他もろもろの具体的な問題がございます。いちいち調べていけば臨教審だけがいつておる具体的な問題は、案外それほど多くはないと思っております。

(1) 提言に潜む問題

結論的に第三番目の臨教審提言の内容的吟味ということでございますが、臨教審の提言は先ほど申しましたようにいろいろございます。これを実施した場合にどういう問題が潜んでおるか、どういう問題がおこるであろうかという事前予測が、必要であろうと思っております。提言の中に潜んでいる問題はいろいろあると思うのですが、私が考えております問題としては次のようなものがございます。

ひとつは、大学関係だけではありませんが、臨教審の基本的提言についての問題です。それは大学に対する提言としても反映されておりますが、先ほど申しましたように基本理念として個性重視という原則をうちだしておる。個性や創造性を重視しなければならない。押し付けは終わったと、こういう考え方があります。しかし私の見るところでは個性を重視することはもちろん必要だ、必要だけれども私自身も含めて個性のないことがむしろ個性だというような平凡な人間の方がむしろ多いのではないか。これは在野にいないとわからないのでありますが、そういうふうに思っております。創造性といっても創造性ある人間、ほんとうに価値のある創造をする人間は、決して多くはないと思っております。そういう人間の個性、創造性を重視するということはいったい何かという問題がある。また主体性ということを申しますが、主体性のないのが個性であるような、そういう人間のほうが私の観察ではむしろ多い。そういう場合に、主体性を養うということはどういうことか、これに関する議論はない。非常に楽天的に考えておる。誰もが立派な個性をもっておる。誰もがうまくやれば創造性をもっていると楽天的に考えておるのではないかとこう思うのです。高等学校以下の学校はもちろん、大学ですらそういう学生がたくさんおる、そういう教員もたくさんおると思うのであります。したがって一つの問題は、個性、創造性の重視、ないしは追いつき型教育の否定ということに果して問題はないかどうかという、こういう問題です。

それからもう一つ、臨教審が最も力をいれたものの一つは大学入試の改革ですが、この入試改革にしても私は、次のように考えます。入試にはもちろんいろんな弊害がありますがけれども、この弊害をなくす、そして学力にしても人物にしても全てを正確に測定しうるような、合理的な入学試験がもし開発されるならば、大学の格差は、ますます合理的な根拠を与えられてしまう、個々人にとってみればそれこそ救いのない人生がやってくるのではないか。昔は実力があっても大学にはいれなかった人間がおった。ですから学歴のない人間も実力はあるんだと世間も考え、自分をなぐさめることもできた。ところが、だんだんと入学試験の機会が均等になり、合理的に人間の能力を判定できるということになれば、入学試験に失敗した人間には救いがな

なくなってしまうことになる。極端に言えば、入学試験は不完全であり、不合理であればこそ救いがあると私は思っておるわけであります。また日本人の学力、高等学校以下の子どもの学力は高いといわれます。低いよりはましだ。なぜ高いかといえ、その大きな原因は入学試験にある。また現代は、無目標、無感動といったような目標喪失の時代だと言われている。その中で入学試験は、子供たちにとって唯一と言っていいほど生きがいの目標となっています。もし今日入学試験がなくなれば、おそらく高等学校以下の子供の学力の低下はもっと激しくなる。また学校の秩序は、ほとんど維持できなくなってくると思われるのです。そういう意味で、私は入学試験の改革については、入学試験のもっている社会的な機能をもっと吟味しなければならないと思っております。

それから中教審もそうでありますけれども、臨教審は大学にはピンからキリまでであるが、どれもこれも研究を志向しているから、今後は研究大学と教育を主流にした大学とを分けるよう主張しています。その他いろいろ、大学の種別化をやろうとしておる。それもたしかに必要な、必要ですけれども、果してそれをやったときに日本の学問水準が維持できるかどうか。つまりすぐれた人間を一カ所に集め、研究はそこでするということになったときどんな結果がでるか。いまはまがりなりにも全ての大学が研究を志向している、ないしは研究者の生活の場となっている。つまり日本の学問のすそ野を支えておるのは何かと言えば、千近く存在する大学、短大の教員だ。中にはもちろん研究を放棄している人もいる。いるけれども、少なくとも研究の場としての大学がそれだけたくさん存在しているということで、名目上にしろ、学者の数、研究者の数がこれだけあるんだ。そしてそこから優れた研究が生まれ、優れた研究者がでてきておる。戦後のいわゆる駅弁大学と言われておったような大学で優れた研究が行われており、また優れた研究者がそこから輩出していることを見れば、当面は無駄をやっているかもしれませんが、やはり私は大学を種別化して、おまえたちは研究は放棄しろ、それで結構、というふうなことにしていきたいと思います。

また教員の評価をもっと厳しくしなくてはいけない、という。これもその通り。しかし教員の評価を厳しくする場合にも問題が出てくる。大学のいいところは、人間国宝的な人、普通の世の中では食っていけないような人間国宝が、講義も下手かもしれない、本も出さないかもしれない、けれどもこつこつと勉強をしておる。こういう貴重な人間を養っておる場が大学だ。で、あまりに評価を厳しくするとどうなるか。研究業績で評価する、最近では教育能力で評価するということも言われておりますが、そういった窮屈な大学にしてみると、日本で唯一と言っていいほどのんびりと勉強できる場、世間では生活できないようなこの道一筋の学者を養う場がなくなってしまうのではないかと思いますのです。そこで、経済合理主義と申しますか、実力競争と申しますか、そういったことだけで大学を改革することになると、どうも大学というところが本来持っている無駄の効用と申しますか、そういうものがなくなってしまうのではないかと思いますのです。

(2) 忘れられた問題

その他にもいろいろあるのですが、そのくらいにしまして、次に忘れられた問題。これも私は非常に多いのではないかと思っております。大学関係だけでなく全体的な提言にしましてもそうです。例えば、家庭と地域の教育力の回復ということをおいておる。その通りだけれども問題は、むしろ日本の家庭そのものが崩壊している。あるいは子供を放棄する家庭が増えているところにある。家庭そのものの崩壊、これを解決することのほうが先決だ、教育力をいくら回復しろといっても家庭が無ければ家庭の教育力を回復することはできない。つまり家

庭の教育力の回復よりも家庭の回復の方が先だ。地域にしても同じである。また校長のリーダーシップで学校を活性化しなくてはならない、とっている。しかし、校長のリーダーシップが発揮できないような状況におかれていることにはほとんど頷かむりしている。その他いろいろありますが、臨教審の答申は、オプティミズムかどうか知りませんが最も困っている問題、最も痛切な問題に目をふさいでいるという傾向があります。

大学関係でもそうです。ひとつは、高齢化ということにほとんどタッチしていないということである。日本の大学を考えた場合に、人口の高齢化、ないしは18歳人口の減少の問題は大学にとっても教員にとっても非常に深刻な問題を与えることは確かです。喜多村先生などが言われるように端的に言えば、学校淘汰、大学淘汰の時代がやってくる。淘汰、倒産する、その大学をほっておいていいのか。おそらく深刻な社会問題がおこると考えられますが、そういう予測、ないしはそれに対する対策については、ほとんどタッチしていないのではないかと思います。

また私は教育摩擦ということを言っております。例えば日本に外国の大学が進出してくる、ないしは日本から外国に大学が進出する。こういう場合に国際交流であるとか、国際親善であるとかといったようなきれいごとではすまされない、おそらく文化摩擦と同じような教育摩擦がおこるのではないかと。例えば、人の自由化というようなことを申しますが、留学生の仮面をかぶった不法労働者を大量に輸入し、呼び込むといったような日本語学校が、労働者斡旋所のような働きをしています。こういうことにはほとんど目をふさいでおる。これもひとつの教育摩擦だろうと思うのですが、外国人の教員を大々的に採用するというようなことになると、大学の中にいわば教育摩擦がおこるであろうと私は予想をしておるのです。

それから前にもちょっと申しましたが、日本の大学に関する教育で非常に大きな影響を与えているものに受験産業といったようなものがある。この受験産業についてもノータッチだ。たとえ大学入試センターをどんなに改革しても、巨大な受験産業が控えておる。この受験産業、もちろんこれは私企業ですからこれをどうするということはなかなか難しい。難しいけれども、この存在を無視して、例えば入試改革、入試制度の改革を語ることはほとんどナンセンスだといっても言い過ぎではないのではあるまいかと思っております。

時間がきてしまいました。最初申しましたように、以上は外野席からの発言ですので、後からの質疑、お手やわらかにお願い致します。どうも。（拍手）

大学と臨教審（要旨）

新堀通也

1988年11月10日

広島大学大学教育研究センター

I. 臨教審の軌跡

① 臨教審の特色

1. 内閣直属
2. 委員の属性
3. 一種の楽観観
4. 「事務局委せ」からの脱却
5. 積極的PR
6. 網羅的審議

② 臨教審の変容

1. 冷えた熱気
2. 「事務局」の役割の増大
3. 「枝葉末節」的審議へ
4. 「八方美人」的結論へ
5. 実施過程の予測
6. 「お墨付き」効果

II. 臨教審の大学関係改革提言

① 提言の新しさの吟味

② 提言の具体化の吟味

（主要答申）

昭46 中教審・社教審・大学入学者選抜方法の改善に関する会議

昭48 学審

昭50 中教審

昭51 高等教育懇談会

昭56 中教審

昭59 設置審大学設置計画分科会

（主要事項）

昭52 大学入試センター

昭53 国立学校設置法改正

昭54 共通一次

昭56 外国人教員任用特別措置法

昭58 放送大学

昭59 臨教審設置法

昭和63 文部省改組，大学審議会

（中教審答申と臨教審答申との比較）

1. 基本理念

生涯教育

個性重視

変化への対応（情報化，国際化，成熟化）

2. 高等教育に関する問題意識

大衆化と高度化

専門化と総合化

教育と研究

基準と多様化

自主性と閉鎖性

大学と中等以後教育

学部と大学院

国立と私立

大学と政府

大学紛争の解決

大学評価

大学審議会

3. 具体的問題

III. 臨教審提言の内容的吟味

① 提言に潜む問題

② 忘れられた問題

大学紛争から臨教審まで

大 崎 仁（東京国立近代美術館館長）

ご紹介をいただきました大崎でございます。関先生から、行政の立場からというお話がございましたが、現在私は全く大学関係の仕事を離れておりまして、行政の立場からものを申し上げる立場にはございません。きょうはIDEの集会も兼ねておられるわけでございますが、IDEには20年近く前から会員にさせていただいておりますので、会員の1人として参上しておるつもりでございます。ただ会員の一人ということだけだと、諸先生の貴重な時間を頂戴するのは申し訳ないわけなので、過去において大学関係の仕事をさせていただいたことを通じて得た知識、あるいは経験というようなものをもとに、私個人の考え方あるいは情報というものを今日は申し上げたいと思います。

今日のテーマは臨教審ということが中心にすえられているわけですが、臨教審ということに絞りますと、リタイアしたものが、そういう現実の課題についてものを言うのは、どうかということもございますので、題を変えていただきました。題を変えたというのは、そういう意味のほかに、もうひとつは大学改革というのは息のながい話でございまして、大きな流れの中で起きていることをしっかり把握していくということが必要ではないか、という気持ちがありまして、こういうタイトルにさせていただいたわけでございます。話をするだけでは散漫になると恐縮でございますので、メモを2枚ほど用意をいたしました。これは話の要旨というわけではございませんが、こういう流れをご覧いただきながら、わが国の大学改革という課題がどう推移してきたかということ、ご一緒にこの機会に考えさせていただきたいという意味でございます。

○大学紛争と大学改革

まず、「大学紛争から」ということですが、20年前の今ごろというのは、ご承知のように東大紛争、あるいは日大紛争というものがピークでございまして、今ごろはちょうど東大、あるいは東京教育大学で入試を実施すべきかどうかというような議論がそろそろ行われておった時期でございます。おそらくおみえの先生方もその時点でいろいろな形でたいへんご苦労された記憶がありだろうと思いますが、大学改革ということが大学関係者を含めて、広範な課題になったのは、やはりわが国においては、この大学紛争というのが出発点ではないか。またこういう研究集会等がもたれまして、大学のことをご研究になられる方が増え、当研究センターのご業績をはじめとして立派な業績をあげられるようになったというのも、やはり大学紛争というのが、ひとつの出発点ではなかったかと存じます。先ほどお話がございましたように、当センターの前身もまさに広島大学の紛争の過程から生まれたというふうに承知をしているわけでございます。その意味で、やはりそこから考えていかななくてはならない。

ただ、それでは大学改革の議論がそれまでなかったかといえ、そうではございませんで、むしろ戦後の教育改革による大学改革が一応完了した時点、ある意味では未完のままでなんとなく固まっちゃったというところがあると思いますけれども、その時点から繰り返し繰り返し大学改革ということは議論にはなっているわけでございます。そういう意味では戦後の改革というのが出発点でございまして、わが国の大学改革の特殊性というのは、戦後の改革というものがわが国にはっきり定着をし、消化されないうちに次々と新たな課題、現代的課題にせまられて、いわば二正面作戦を強いられてきたというのが、他の諸国と比べての特殊性だろうと思っておるわけで

ございます。その意味では常に戦後の改革のところに戻ってものごとを考えなきゃいけない。先ほどご紹介いただきました「戦後大学史」というようなものをまとめましたのも、そういう思いで、原点がはたしてどういうものだったかということをやなんとか調べたいと思ったからでございます。戦後新制大学が発足したのは、一部が23年からスタートしましたから、昭和23、4年でございますが、そこから20年たって大学紛争、またさらに現在それからまた20年たって臨教審というなんかそういう流れがあるのかなあという感じもするわけでございます。

それで、大学紛争とは何だったかということが、まず問題となります。私はその時点では大学関係の仕事をいたしておりませんので、私が申し上げるのは口はばったいんですが、いろいろ調べてみました。これもご承知のように大学紛争の直接の原因というのは実に種々雑多でございます。東大紛争は医学部の卒業研修問題から発しておりますし、あるところでは授業料値上げが問題になり、あるところでは寮問題、学生会館問題と、種々雑多なものが引金になっておるわけでございますが、それがなぜ大学改革の出発点になったかといえ、そういう紛争を通じまして、大学の在り方というものが、トータルに問い直されたというのが最大の原因であるわけです。ご承知のように、紛争を通じての学生、あるいは逆に一般社会からの意見、批判に共通するものは、大学に対する不信感でした。学生側の主張と社会側の主張と相共通するものもあるし、もちろん相反するものもあるわけですが、その不信感というのは、旧来の教授会を中心とする大学自治、大学運営というものに対する批判という点で、共通しておったわけです。それを受けてそれではどうするかということで、それぞれの大学ではたいへんご苦労をお重ねになったわけでございます。

ご承知のように、この紛争に対応して、このメモにも書いてありますけれども、中教審が44年に当面の方策について答申をだす。それからそういうものをふまえて臨時措置法を制定するというので、紛争の収拾が国の側でははかれたわけですが、この臨時措置法によって、紛争が収拾されたのか、そうじゃないのかということは、これまた意見がわかれておるわけです。現象的にはとにかく臨時措置法が出されたころから学内封鎖その他の紛争というのが次第に終結に向い、授業再開という方向に向かったわけです。ただ臨時措置法というのは文字通りの臨時措置法で、事態の収拾ということが中心目的ですから、それが永続的效果を生むというものではなかったわけです。これは、たとえばフランスが同じ20年前に5月革命によって、高等教育基本法を定めて大学制度の大改革をしたのと比べますと、わが国の対応というのは大きく違っておるわけです。なぜ大学紛争のインパクトのうけとめかたが、国によってそれぞれ違ったかというのは、これ自体また非常に興味がある問題でございます。ぜひ先生方のご指導を得たいと思いますが、とにかく日本としては紛争をうけて一律な構造改革というのはやらなかった。

その直後あたりから私は大学関係の仕事に関わったわけでございますけれども、その時点でそれでは国としてどういう対応をしたかと申しますと、基本的には大学の改革は自主改革を促進することにある、自主改革を促進するためにどうしたらいいかということでした。それでひとつは制度の弾力化ということを推進しました。つまり改革をするための制度的な障害を除去することが基本線として据えられたわけでございます。それから、いわゆる新構想大学の設置ということで、新しい望ましいかたちの大学というものをつくっていかう。それが既存の大学にインパクトを与えるだろうということがもうひとつ据えられました。そういうふたつの路線をその段階ではとったわけでございます。そのときに常に言っておりましたのは、各大学は、従来のままでおやりになりたければ従来のままで結構です。しかし新しいことをおやりになるんならそれできます。要するにその選択、各大学の選択の幅を広げるということかたちでいろんなことを進めて

いったわけでございます。そのころ、先ほど新堀先生がおっしゃった中教審の四六年答申というのができるわけでございますが、四六答申は諮問が42年でございますから、非常に長い期間かかって議論したたいへんな労作だと思います。それで、第三の教育改革というのは四六答申のときに既に言うておりまして、今度もまた臨教審で言うておりますけれども、四六答申もそのぐらいの意気込みでおやりになった作業でございます。その答申内容はここに単語だけをならべておきましたけれども、だいたい38年答申あたりから言われてきたことを集約し、整理をし、はっきりさせていて、臨教審答申よりは体系的にできているんじゃないかという感じがいたします。

その当時は中教審路線反対ということで、中教審四六答申反対というスローガンがかなりあったわけでございますが、中教審答申というものをそれではほんとうにそのまま実現しようと当時思ったかということ、それは必ずしもそうじゃございません。中教審という審議会あるいはその審議会の事務局役をしているところと実際にその大学のお世話をしているところは当時大学学術局・大学局ですが、そこでは、実現可能性ということに対する感覚がどうしても違って来る。現局、実際に仕事をしているところでは、あることが可能かどうかということが、やはりまず第一に頭にくるわけで、そこにズレがあるわけでございます。もちろん中教審答申というもの、あるいはその審議の過程というのは十分尊重し、その影響というものは十二分に受けていろいろ考えるわけですけども、しかしその答申を金科玉条としてやろうということには必ずしも結びつかない。その例を申しあげますと、四六答申では、高等教育の種別化という発想があったわけですが、これはまあ最初から無理だろうという判断があって、おそらく具体の課題にしたことはない。それから教育組織と研究組織の機能分化というのは、これは筑波大学でやったとお思いの方が多いと思いますが、中教審答申でいっておるのは、大学の組織というのを基本的に教育本位に組替えろということをまず言うておるんで、研究組織と教育組織の機能分離というのは大学院レベルで考えたかどうかという提言をしておるわけでございます。筑波でやったのは学部段階をふくめての分離ですから、そこでもかなり違っておるわけでございます。さらに言えば、共通入試というのは、入試改革で中教審でいっているのは、調査書の補正資料として共通テストをやれということを言うておったわけですが、私は、そういうかたちで一律に調査書重視を押し進めていくというのは百害があるだろうという感じで入試改善会議では別の角度から共通一次の提言をいただいた記憶がございます。

しかし、実行可能性ということだけを考えてますと、将来いちばん望ましい姿はどうかということは書けなくなる。四六答申というのはその意味では、やっぱり実行可能性とかいろんなことを考えて自己抑制をするということが比較的少なくてまとめられたという点が貴重なところだろうと思います。例えば国公立の設置形態について、新しい管理機関にするか、特殊法人にするか、どちらか各大学の選択にさせろというようなことをズバリと書いています。が、臨教審で設置形態の問題がでまして、特殊法人化という問題がかなり大きい問題になったわけです。そのときに私どもは大問題だから結論をだすのは尚早であるという立場をとり続けまして、結果的に答申では検討課題ということで送られているわけですが、その過程で臨教審の特殊法人化を主張された諸先生は中教審にもう書いてあるじゃないか、なぜ四六答申に書いてあることをここで書いちゃいかんのかという疑問を呈されたこともあります。新堀先生が臨教審答申はあまり新味がないという感じを話されましたが、中教審への対応と臨教審への対応との違いというのは、やはり臨教審がはっきり提言したもののについては、それへの対応というものをちゃんと見通しておかなければならないという感覚が、四六年の中教審答申の場合よりは強かった。それによって臨教審答申の方が現実感覚が強かったということがあるんだろうという感じはいたします。

資料を見ていただくと、もちろん四六答申がなされてから本格的に展開された施策も多いわけですが、たとえばそこに書いてある一般教育の弾力化というようなものは、すでに45年に設置基準の改正ということでなされておりまして、中教審の四六答申前、その審議と並行して具体的に改革を進めていったものもあるわけです。中教審答申をうけて展開をしたということでいちばん代表的なものは、高等教育懇談会というものが発足をして、高等教育計画に本格的に取り組んだということがあります。これはこのセンターの喜多村先生にも当時、ご指導いただいた記憶があるわけですが、答申をうけて取り組んだ大きな仕事と申してよろしいのではないかと考えております。中教審四六答申のインパクトをどう見るかというのは別にしまして、やはり紛争後の一時期というのは、各大学でも真剣にいろいろなことをお考えになられましたし、文部省でも真剣にいろいろなことを考えた時期だろうと思います。ちょうど差し上げたメモの1枚目に書いてありますようにいろいろ制度の改正・整備も行なわれまして、やはり戦後の改革に次ぐ改革の時代だと言っても私はいいんじゃないかと思っております。それがまあ潮目が変わりますのは2ページに書きました臨時行政調査会の設置ということで、そこから率直に言って流れが変わってきます。したがって、44年、大学紛争が終結に向かってから10年間というのが、改革という言葉がふさわしいかどうかわかりませんが、ともかく大学の改革の動きというのが、あるスケールでなされた時代だというふうに見てよろしいのではないかと考えております。

○改革の方向と、戦後改革の見直し

それでは改革の方向というのは何であったかということですが、やはり私は戦後の改革の見直しということにどうしてもいきつく、中教審答申がいつていること、あるいは具体的に各大学が努力されたこと、われわれが努力したことというのは、やはり戦後の改革のところに話がいきつくわけでございます。それを整理をさせていただきますと、私は戦後の改革、大学の改革には、5つのポイントがあるだろうと思っております。そのそれぞれが、この時点の改革と関連している。

第一は、当然のことでございますが目的理念というものが変わった。これは少数のエリートのための大学から広く能力を有する国民に開かれた大学、一言にして言えばまあそういうことだと思います。38年の中教審答申以来、例えば社会制度としての大学とか、社会機関としての大学とかということで表現するようになったわけでございますけれども、それを一言にして言えば開かれた大学ということになろうかと思います。大学紛争当時の学生側も開かれた大学というのをある意味では言っているわけです。つまり国民大衆のための教育研究をやれと。しかし、やはりエスタブリッシュされた社会側は、エスタブリッシュされた社会における社会制度というのが大学だから、エスタブリッシュされた社会のための教育研究をやってくれということになるわけなので、開かれた大学というのはどうしてもいろんな意味を持ちますけれども、いずれにせよそれがやはり実現されてないではないか、戦前のヨーロッパ的な大学の考え方というのが色濃く残っておって未だに閉鎖的ではないかという批判がずーと続いているわけでございます。今度の臨教審でも依然として学外者の意見反映を説いている。そもそも戦後の改革の中で大きい問題となったのは、管理運営問題で占領軍がいわゆるボード、理事会のようなものを大学に置く、一種のレイマン・コントロール的な感じのものを持ち込もうとした時点で大反対がおきて、結局占領軍が大学改革でできなかった最大の問題だったと言ってもいいだろうと思います。それがずっと尾をひいている。ひとつの例をあげればそういうことになるかと思います。

それから戦後の改革の二番目の問題というのは、全ての高等教育機関を大学に一元化をしたということでございます。これはいろんな多種多様の機能、目的を持つものをともかく制度として

はひとつにした。制度としてひとつにしたいだけでなく、かなりかつちりした基準で教育課程その他をかなり画一的にしたということが問題としてあるわけです。それに対する、批判、不満がずーっと根強くありまして、ご承知のように38年の中教審答申、それから46年の答申では種別化ということ、つまりなんでも同じというのはおかしい。やっぱり目的、性格別に分けて取り扱えという流れがずっときている。それがまあ臨教審答申でその種別化がふっきれて多様化、個性化ということになってきた。私はそれだけ認識が成熟してきたと思うんですけども、多様化、個性化ということも、つまり戦後の画一的な一元化というものに対する反省と手直しの必要性という要素が、非常に強いし、それが改革の基調としてずっと今日まできたということだろうと思います。

それから、新制大学でいちばん具体的に変わったのは何かというと、各大学それぞれお悩みであり、ご苦労しておられる一般教育と大学院の問題があります。戦後の教育改革で学校教育法による新しい大学制度が発足した時、大学人の意識というのは、自分の大学は変わらないと思っていたふしが非常に強いわけですが、一般教育がはいってきたということがまさに変化を実感させた。学部中心の大学の中に、組織的にも教育課程的にもいわば異質の要素をもちこんでいちばん大きなインパクトをもたらしたのは、一般教育の導入でして、それをどう定着させるかということで各大学非常な苦労を今日まで続けてこられた。広島大学が総合科学部をおつくりになったというのは、そのひとつのソリューションでございますし、それから、筑波大学の学群、学系制では、一般教育担当の先生も学系に帰属して、教員組織としては一本だということがひとつのメリットとされているところです。一般教育については四六答申は徹底してまして、一般教育と専門教育の区分を撤廃しようということをはっきり書いておるわけです。ただ当時の文部省の対応は、一般教育の区分を前提としながら専門教育なり基礎教育で一部をふりかえてもいいというようなことで、弾力化の線とどめたわけです。臨教審答申は四六答申ほどは、はぎれがよくはない。しかしずれにせよ一般教育と専門教育というのを形式的に区分をする。しかも教員組織もそれで分けているということによる大学運営上のいろんな障害というのは、やはり戦後の改革が残した、各大学に共通するいちばん大きな問題であり、これをどう克服するかというのは、いまだに最大の課題であり続けているんじゃないかという気がいたします。

それから4番目が大学院の問題です。これは大学院を実質化するための努力というものの抜きで一般教育を導入したところに、わが国の大学の問題点のひとつがあるわけですが、大学院の実質化をはかるという努力を本格的に始めたのは、やはりこの紛争後でございます。お手元の資料に、49年6月に大学院設置基準の制定というふうに書いてありますけれども、当時私が担当課長でしたが、これに関してはあらゆる大学関係団体、組織のご意見を十分うかがいまして、およそこの設置基準については反対の動きはひとつもないというところまで議論を盡してつくった記憶がございます。これ以後、大学院の議論というのはいろいろ出ますけれども、今度の臨教審の答申に至るまで基本的にはこの大学院設置基準の考え方の線上にあると言ってよろしいかと思います。ただやはり時代が進みますから、臨教審で言っておる1年の修士があってもいいんじゃないかというようなことまでは考えませんでしたけれども、いろんな編成を可能にする、それから独立性を強化していくということで、いわゆる大学院講座や、独立の研究科専攻というものをつくりだしたのは、この時点からでございます。さらに学校教育法を改正して学部をもたない大学院もできる道を開きましたが、その第一号として、共同利用研を母体に今度新しい総合研究大学院大学というものがつくられた、そういうことで、大学院についてはかなり大きい前進がこの時点から遂げられたんじゃないかという感じがいたしております。

5番目が私学の設置緩和ということで大幅なデレギュレーションがご承知のように行われました。これは戦前の私学行政の在り方から見れば当然であり、評価すべきことでございます。ただそこで問題は、占領軍はアメリカのシステムが頭にありましたから、設置認可と別にアクレディテーションというのをセットで考えていた。つまり大学基準協会による認定をうけて初めて一人前の大学なんで、文部省が認可したというだけじゃ、まあ一種の仮免もらったようなもんなんだということを前提にしていたわけです。したがって仮免をあたえるのにあんまりやかましいことを言わなくてもいいんじゃないか、質の向上というのはアクレディテーションでやるんだということを前提にやっていたのが、アクレディテーションというのは日本の場合にはアメリカのように、実質的に機能しなかったという現実があるわけでございます。片方のアクレディテーション抜きで私学の設置が認められ、どんどん私学の拡充が進められていった。それによって質の問題がおおそかになった。借金によって私学をつくるという方式を認容した。後に手直しされましたけれども、少なくともベビーブーム時代はむしろ借金でつくっていくというのは当たり前として考えられていた。それが学費負担に結びつく。それからさらに大学の全体計画を考えるということが、私学のシェアがどんどん増えていくということによって非常に難しくなってくる。それに対して計画性をどう保つかということがこれまた38年答申以来繰り返し繰り返し課題になってくるわけでございます。そして、昭和50年の私学振興助成法の制定と経常費助成の本格化で新しい局面が開かれるということになります。

こうして見てきますと、繰り返しになりますけれども、戦後の改革を、輸入品じゃない日本自身のものとして、どう本当に消化してどう定着させるかという苦しみをまだ40年たってつづけているというのが率直な感想でございます。もちろんその過程で、たとえば先ほど話がございましたように、臨教審であれば国際化、情報化などをどう考えていくとか、生涯学習の体系の中にどう組み入れるかというような新しい課題がでてきたのは事実でございますけれども、問題の源は戦後の改革にあるんじゃないかという感じがいたします。そう考えると臨教審がそう新しいことを大学に関しては、言っているわけではないということでもございますし、それからそれを裏返しますと、そう非常識なことを言っているわけでもない。ある意味では、かなり広範な大学人の一種のコンセンサスの上に書かれていると言ってもいいんじゃないかという印象を私としてはもっておるわけでございます。

○臨時行政調査会と臨教審

時間がもうそろそろきますのでちょっと駆け足にいたしますが、ともかくまがりなりにも大学改革が前進をしていた時期というのは、やっぱり紛争後の一時期だろうと私は思っております。ただ、新堀先生が腰くだだけだとおっしゃるように、Aでも良ければBでも良いという対応をいろいろな意味でとったため、ドラスティックな変化がない、従前通りのことをおやりになっている大学というのが数としては非常に多いわけでもございますし、あるいは新しい試みも良かったか悪かったか評価が分かれるかも知れません。ひるがえって言えば、フランスの大学改革などのようにシステム自体を変革するような改革が成功したかという、これまたいろんな評価があるんで、これはどっちが良かったかというのはなかなか難しいと思います。

それで次の臨調ということになるわけでもございますけれども、臨調というのは一言にしていえば、いかにして行財政を効率化、合理化するかというのが基調ですから、大学側の姿勢は効率化、合理化からいかにして身を守るかということになりがちです。大学改革というのはある意味では攻めの話ですけれども、臨調に対する対応というのは、そういうと臨調関係者は心外であると言

うと思いますけれども、いかにして守るかという消極的なかたちにならざるをえない。臨調の答申の一部をここにちょっと書いておりますが、大学の規模の拡充はおさえる、それから私学助成は総額抑制で前年度以下に抑える、授業料は増やせ、奨学金は利子をとれといったような類の話がどんどんきたわけでございます。もっとも、第3次答申、これが基本答申になるわけでございますが、そこでは制度の弾力化をはかれとか、あるいは総合的大学行政をやれというような積極的な要素もでてはきました。この期間で大学に関して、ある意味で積極的な議論がなされたひとつの問題は、科学技術政策に関連してでございます。要するに科学技術というものがわが国の将来を左右する重大問題であって、これに大学が積極的に参画すべきだという角度からの議論がこの時点で非常に強くでまして、臨調でも一度答申を出したものを、また次の行革審でもう一遍とりあげるといようなことがございました。私どもとしては、それは当然だけれども、それについては大学の主体性というものはっきりさせたいという協働関係でなきゃ困るということいろいろやりとりがありました。そういう状況もふまえて、学術審議会の答申を59年に3年がかりぐらいでまとめていただきました。それで大学サイドの学術研究のスタンスというものをともかくははっきり定めて、それで対応するという姿勢はとったつもりでございます。

それで臨教審ということになるわけですが、臨教審というのがなぜ置かれたかという、これまたいろいろ考え方があろうかと思いますが、私の全く個人的な印象ですが、二つの流れがある。ひとつはこれは公式には全く否定されているわけですが、臨調の議論で教育関係が不十分だったという意識が一部にはあったんじゃないだろうか。その基調は何かと言えばやっぱり基本的には自由化・デレギュレーション、それから民活、要するに民間の競争ルールということに任せておくと物事がだいたいうまくいくんじゃないかという感覚で教育を見た場合にまだまだ不十分じゃないか、それをもういっぺんやる必要があるんじゃないかというひとつの流れがある。もうひとつはやはりここでわが国の教育をトータルに見直そう、四六答申もありますけれども、これはやはり、いわば身内の教育関係者だけの議論で、しかも答申したこともちゃんとやっとならないかというような感じから、一度トータルにここで見直す必要があるんじゃないかということ。まあこの二つの流れがあるように思えます。そこで臨教審が発足したことのプラスの面を申しますと、これによって臨調でてきた消極ムードというのをたちきめる一つのきっかけにはなったのが大きいと、思います。ちょうど紛争後10年間というのが改革の時代だとしますと、それが臨調によって中断され、59年の臨教審設置からまた動きが始まったと言ってよろしいんじゃないかという感じがいたしております。

それで臨教審答申の内容につきましては、これは新堀先生から、的確なご紹介がありましたので、時間もありませんので省略をいたしますけれども、ただ行政的にどういう対応をとるかということにつきまして簡単に申し上げます。61年4月の第二次答申で、大学設置基準の大綱化簡素化と、大学院の飛躍的充実と改革と、それからユニバーシティ・カウンスルの創設というこの三つを最優先課題にしようということになりました。その中ですでにユニバーシティ・カウンスルの創設というのは大学審議会ということできているわけでございます。そこで現在ご承知のように大学院の問題がまず真っ先にとりあげられ、それから今度、設置基準とも絡みまして教育問題がとりあげられているという段階に今なっていると承知をいたしております。

審議会答申を受けて大学審議会ができましたのは、これは私どもも当時飯島先生はじめ諸先生とお話しあいをしたわけですが、大学問題についての権威のある審議会、常設のものをつくるのが大事なんだという判断を私どももしたわけでございます。それは、一つにはやはり大学の問題というのは、その場その場の流れで軽々に処理をするということはよろしくない、関係者が十分

腰を据えた議論をしたうえでやるという権威のある場がどうしてもいる。それを今までは高等教育懇談会とか、あるいは、大学設置審議会の基準分科会とか、計画分科会とかいう場で受けとめてやってきたわけですが、もっとしっかりしたかたちでそういうものを持つ必要があると判断したのがひとつ。それからもうひとつはこれはご承知のように大学関係の審議会というのは従来はほとんど大学人が中心で構成されておるわけですが、それはそれで私は十分に意味があったし、これからも大事にすべきだと思っております。しかしそれだけでは、外側からの大学に対する不満なり意見が反映する窓口がないわけですね。そうするとどうなるかというと、その不満のエネルギーというものが行き場がないものだからいろんなイレギュラーな出方をする。その結果、誤解に基づく意見が横行したり、あるいは十分な意見交換がないままにでたり、あるいは非常に受けとめにくいかたちで噴出したりとさまざまなマイナスがあります。やはり外からの意見と大学人の意見というものが十分たたかわされる場をつくるのが、基本的に大事じゃないか。当時はそういう二つの判断をしまして、まず大学改革協議会というのをつくりました。これが大学審議会の実質母体だというふうに私自身は考えておったわけですが、ですからこれからはやっぱり大学審というものをいかに盛り上げていただくかということが、大事だと思っております。大学関係のみなさまがそういうものがあるんだということをご承知いただく。幸い大学審議会だよりというようなものも出しているようでございますので、そういうものを目通しいただいて関心をおもちゃいたしたいと念じております。

最後に、多少危機意識過剰というところがあるかと思いますが、今の状況を見ますと大学の相対的な地盤沈下というのが着実に進行している。このままだと日本の大学というのはどうもだんだんだめになるんじゃないかという気がしてしょうがございません。それをどっかで流れを変える必要がある。それはなかなか難しいと思いますが、やはり大学審というものができたり、臨教審というものができたのも、これはひとつの動きですから、これを各大学でどう活用されるかということが大切だと思います。ちょうど紛争直後のような感じで自分の大学で何がやりたいのか、何をしたいのかということがまず第一になきゃ困る。それをやりたい。なぜそれができないかというようなかたちで物事が展開しないと、また制度いじりで終わるというようなことになりかねない。結局制度というのは物事を悪くすることは非常に簡単にできますけれども、制度をいじっただけでは物事が良くなるという性格を持っておりまして、良くなるには逆に実態のほうで動く。どうせそういったって無駄だろうというあきらめの念をあんまりお持ちにならないでやれば、これは金がなかなかないのが問題ですが、できる状況にはある意味ではあるんじゃないか。これを活用していただいて、大学の一種の沈滞ムードといったらお叱りをうけるかもしれませんが、沈滞ムードを打破していただくチャンスにさせていただくということではないかという感じをいたしております。どうも時間超過して恐縮でございました。（拍手）

大学紛争から臨教審まで（メモ）

63・11・10

- 38. 1 中教審答申：大学教育の改善について
- 42. 6 臨時私学振興方策調査会答申
- 44. 4 中教審答申：当面する大学教育の課題に対応するための方策について
 中枢的管理機関の指導性の確立，学生参加の意義と限界，紛争終結に関する大学と政府の責任等
- 8 大学の運営に関する臨時措置法（8・17）
 学長等への権限の集中，学生の妥当な意見の収入，新機関の設置（副学長等）教育研究機能の休止，停止等
- 46. 6 中教審答申：今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策に
 中心課題 高等教育の大衆化と学術研究の高度化，教育内容の専門化と総合化自主制の確保と閉鎖制の排除，個別機関の自発性尊重と全体計画等
 目的性格による種別化，教育組織と研究組織の機能分化，管理運営体制の合理化（中枢機能重視，学外者，学生），教員人事（任期制等），国公立の設置形態（新管理機能か特殊法人），財政援助方式（標準教育費），国の教育計画等
- 48・10 学校教育法等の改正
 学部以外の基本組織，副学長等，筑波大学の設置（学群・学系，副学長，評議会人事委員会，各種審議会，参与会）
- 45・8一 大学設置基準の改正
- 48・11 教育課程編成の弾力化——一般教育(45・8)単位互換(47・3)授業科目区分，三学期制等(48・11)
- 49・6 大学院設置基準の制定：目的の明確化，編成の弾力化，独立性の強化
- 51・5 学校教育法改正 独立大学院
- 50・7 私学振興助成法制定
- 51・3 高等教育懇談会まとめ「高等教育の計画的整備について」
- 54・12 同後期計画
- 55・10 臨時行政調査会設置法制定
- 56・7 一次答申 新增設抑制，私学助成前年以下，国立授業科等増加 奨学金有利子化等
- 59・7 三次答申 規模抑制，受益者負担強化，制度の弾力化，総合的大学行政等
- 2 学術審議会答申：学術研究体制の改善のための基本的施策について
 重点推進と基盤整備，研究者養成，社会的連係等
- 6 設置審計画分科会：昭和61年度以降の高等教育の計画的整備について
- 8 臨教審設置法制定
- 9 臨教審諮問：わが国における社会の変化及び文化の発展に対応する教育の実現を期して各般にわたる施策に関し必要な改革を図るための基本的方策について
- 60・6 一次答申 入試改革，高等専修学校卒に入学資格
- 61・4 二次答申 大学設置基準の大綱化簡素化，大学院の飛躍的充実と改革，高等教育機関の多様化と連携，ユニバーシティ・カウンスルの創設

62・4 三次答申 財政の充実と国大の財政自主制の拡大 大学の自主自立と開かれた大学,
設置形態の抜本的検討

8 四次答申(最終答申)

大学が非個性的閉鎖的, 教育, 研究水準も国際水準から見て問題

個性重視の原則, 生涯学習体系への移行, 変化への対応(国際化, 情報化)

高等教育の個性化, 多様化, 高度化, 社会との連携, 開放, 学術研究の振興

62・9 大学改革協議会まとめ: 大学院の充実と改革, 大学設置基準の改善

10 大学審議会諮問: 大学等における教育研究の高度化, 個性化及び活性化等のための具
体的方策について

高度化—大学院, 個性化・多様化—設置基準の大綱化, 活性化—選択的任期制学外者
の意見反映等

研 究 員 集 会 の 概 要

第17回 (1988年度) 研究員集会プログラム

テーマ：第一テーマ『留学生と高等教育の国際化』

第二テーマ『臨教審と高等教育改革』

第1日 (11月8日, 火)

08:45 受付開始

第1セッション：全体会 「留学生と高等教育の国際化」

司会：小林哲也（京都大学）・関 正夫（広島大学）

09:30 歓迎の挨拶

船田 元（文部政務次官）

沖原 豊（広島大学長）

10:00 オープニング・アドレス 川野重任（日本国際教育協会）

10:30 基本報告1 A. ワーグナー（OECD）

11:00 基本報告2 江淵一公（広島大学）

11:30 討論

12:00 午前の部終了

12:00 昼食

第2セッション：全体会 パネル・ディスカッション

主題1「留学生をどう受け入れるか：機関レベルの方針・原則について」

司会：H. シュッツェ（OECD）・有本 章（広島大学）

14:00 各国報告のまとめ K. オカモト（OECD）

14:30 パネリスト報告 E. バーバー（アメリカ国際教育協会）

D. バッキンガム（オーストラリア教育省）

A. プロヴォス（フランス国立国際学术交流センター）

H. シュッツェ（OECD）

原 芳男（東京工業大学）

15:15 休憩

15:30 討議

17:30 午後の部終了

18:00 文部省招待レセプション（広島センチュリーシティホテル）

19:30 第一日日程終了

第2日(11月9日, 水)

第3セッション:分科会A 主題2「留学生教育の具体的方策の探求」

司会: T. G. フェーンカンブ(オランダ大学協会)・金子元久(広島大学)

- 09:00 研究報告1 S. スポールディング(ピッツバーグ大学)
- 09:30 研究報告2 D. M. ウィンダム(ニューヨーク州立大学アルバニー校)
- 10:00 休憩
- 10:15 討論
- 12:00 午前の部終了

第4セッション:分科会B 主題3「留学生の社会的文化的適応上の諸問題」

司会: B. グッドマン(カナダ・オンタリオ州教育省)・星野 命(国際基督教大学)

- 09:00 研究報告1 上原麻子(広島大学)・J. ヒックス(広島大学)
- 09:30 研究報告2 H. シュッツェ(OECD)
- 10:00 休憩
- 10:15 討論
- 12:00 午前の部終了
- 12:00 昼食

第5セッション:分科会A 主題2「留学生教育の具体的方策の探求」(つづき)

司会: T. G. フェーンカンブ(オランダ大学協会)・山本 清(日本国際教育協会)

- 14:00 研究報告3 M. ウッドホール(ロンドン大学)
- 14:30 研究報告4 K. シュニッツァー(西ドイツ高等教育情報研究所)
- 15:00 休憩
- 15:15 討論
- 17:00 午後の部終了

第6セッション:分科会B 主題3「留学生の社会的文化的適応上の諸問題」(つづき)

司会: B. グッドマン(カナダ・オンタリオ州教育省)・馬越 徹(名古屋大学)

- 14:00 研究報告3 B. バラード(オーストラリア国立大学)
- 14:30 研究報告4 M. A. オリヴァス(ヒューストン大学)
- 15:00 研究報告5 P. アルトバック(ニューヨーク州立大学バッファロー校)
- 15:30 休憩
- 15:45 討論
- 17:00 午後の部終了

第3日 (11月10日, 木)

公 開 講 演 会
「臨教審と高等教育改革」

広島大学大学教育研究センター・民主教育協会中四国支部 共催

場所：広島大学本部 6F 第一会議室

- 9:30～9:50 司会（問題提起）：関 正夫（大学教育研究センター）
有本 章（大学教育研究センター）
- 9:50～11:30 公開講演
(1) 「大学と臨教審」
新堀通也（武庫川女子大学教授・
元広島大学大学教育研究センター長）
(2) 「大学紛争から臨教審まで」
大崎 仁（東京国立近代美術館館長・
前文化庁長官）
- 11:30～12:15 討論

第7セッション：広島大学留学生との懇談会（外国人参加者のみ）

- 09:00 広島センチュリーシティホテル出発
留学生有志との懇談会
12:30 ホテル到着

09:00～12:30 ラボラトゥール報告の作成

第8セッション：全体会（セミナー総括－将来の課題と展望）
司会：小林哲也（京都大学）・喜多村和之（広島大学）

- 14:00 分科会A総括報告 S. スポールディング（ピッツバーグ大学）
14:30 分科会B総括報告 阿部美哉（放送教育開発センター）
15:00 全体総括報告 D. M. ウィンダム（ニューヨーク州立大学アルバニー校）
15:30 休憩
15:45 総括討論
17:30 閉会

第17回 研究員集会参加者一覧

〔敬称略〕

〔学内研究員〕

上 里 一 郎	総合科学部
池 田 秀 男	教育学部
稲 賀 敬 二	文学部
上 原 麻 子	教育学部
菅 野 義 信	歯学部
瀬 山 一 正	医学部
田 端 佳 則	西条共同研修センター
中 前 栄八郎	工学部
長 尾 信 吾	教育学部福山分校
畑 博 行	法学部
弘 睦 夫	文学部
茂 里 一 紘	工学部
盛 生 倫 夫	医学部
森 田 成 美	経済学部
安 田 峯 生	医学部
安 原 義 仁	教育学部
山 崎 博 敏	教育学部
山 下 彰 一	経済学部

〔学外研究員〕

麻 生 誠	大阪大学
阿 部 美 哉	放送教育開発センター
石 部 雅 亮	大阪市立大学
井 門 富二夫	桜美林大学
今 堀 宏 三	鳴門教育大学
馬 越 徹	名古屋大学
江 原 武 一	京都大学
大 江 淳 良	リクルートリサーチ
尾 形 憲	法政大学
金 子 忠 史	国立教育研究所
河 野 員 博	広島農業短期大学
久 野 吉 光	市立西宮高校
小 林 哲 也	京都大学
権 藤 与志夫	九州大学
酒 井 吉 栄	愛知大学
清 水 慶 秀	広島女学院大学
式 部 久	広島経済大学
新 堀 通 也	武庫川女子大学
田 中 雅 文	三井情報開発
土 持 法 一	東洋英和女学院大学
原 芳 男	東京工業大学

	称宜田 久 男	広島経済大学
	平 野 貴 子	武蔵野女子大学
	藤 井 千之助	松山商科大学
	星 野 命	国際基督教大学
	堀 地 武	香川大学
	松 尾 博 之	元五日市高校長
	松 尾 欣 治	教育評論家
	三 宅 彰	国際基督教大学
〔特別参加者〕	大 崎 仁	東京国立近代美術館館長
〔オブザーバー〕	沖 原 豊	広島大学学長
	青 木 道 子	I D E
	石 寄 隆 博	広島市国際交流課
	石 塚 公 康	広島大学大学院
	閻 麗	広島大学留学生協会
	大 橋 トシコ	京都大学学生部
	岡 地 勝 二	大阪学院大学
	奥 田 邦 男	広島大学
	加 澤 恒 雄	広島工業大学
	加 藤 修 三	広島県国際交流室
	川 平 博 一	琉球大学
	下 方 忍	広島市国際交流課
	高 橋 弘	広島大学
	中津井 泉	カレッジマネジメント
	根 平 邦 人	広島大学
	端 山 好 和	東京農業大学
	早 川 操	名古屋大学
	藤 井 正 一	広島市国際交流課
	堀 津 省 二	静岡大学
	前 田 均	大阪大学
	孫 福 弘	慶應義塾大学
	松 浦 正 博	広島女学院大学
	山 岡 弘 之	学徒援護会広島大学学生相談
	山 本 清	国際教育協会
	李 春 生	広島大学大学院
〔センター専任〕	関 正 夫	大学教育研究センター教授
	江 淵 一 公	大学教育研究センター教授
	喜 多 村 和 之	大学教育研究センター教授
	有 本 章	大学教育研究センター教授
	金 子 元 久	大学教育研究センター助教授
	J. E. ヒックス	大学教育研究センター助手

大 膳	司	大学教育研究センター助手
伊 藤	彰 浩	大学教育研究センター助手

大学研究ノート・バックナンバー

- 第 1 号 (1971. 8) サセックス大学のカリキュラム：自然科学ハンドブック1966-67より
…… 大学問題調査室〔編訳〕
- 第 2 号 (1971. 9) ドイツの大学における Institute 数及び教授数に関する集計
近 藤 春 生
- 第 3 号 (1971.10) 高等教育に関する主要外国雑誌目録 …………… 岩 村 聡〔編〕
- 第 4 号 (1972. 7) 欧米の医学カリキュラム …………… 杉 原 芳 夫〔編訳〕
- 第 5 号 (1972. 8) アメリカ合衆国の主要大学に関する基本資料
…… 関 正 夫・川 上 昭 吾〔編訳〕
- 第 6 号 (1973. 2) サセックス大学のカリキュラム：人文・社会系ハンドブック1966-67より
…… 大学教育研究センター〔編訳〕
- 第 7 号 (1973. 3) 諸大学学寮規程・規則集(1) …………… 大学教育研究センター〔編訳〕
- 第 8 号 (1973. 8) ドイツ大学改革と学生生活の現況 マールブルク大学を中心として
…… 千代田 寛・阪 口 修 平
- 第 9 号 (1973. 9) 広島大学医学部紛争における医局・講座、大学院および学位制度問題資料
…… 杉 原 芳 夫〔編〕
- 第 10 号 (1974. 1) 理学部生物学科の調査－カリキュラムを中心に… 川 上 昭 吾
- 第 11 号 (1974. 2) 大学院・研究体制に関する文献目録 …………… 喜多村 和 之〔編〕
- 第 12 号 (1974. 2) 大学院・学位に関する規定集 …………… 喜多村 和 之〔編〕
- 第 13 号 (1974. 3) アメリカ工業教育協会報告書：工学系学生のための教養教育
関 正 夫〔編訳〕
- 第 14 号 (1974. 3) 諸大学学寮規程・規則集(2) …………… 大学教育研究センター〔編〕
- 第 15 号 (1974. 6) 農学系大学・学部新入学生の入学動機と農業に関する意識の調査・研究
農業高校生の進路選択と農業に関する意識の調査研究
－普通高校生との比較－ …………… 山 谷 洋 二
- 第 16 号 (1974. 9) カリフォルニア大学の農学系カリキュラム …………… 山 谷 洋 二〔編訳〕
- 第 17 号 (1975. 1) ヨーロッパの学生宿舎を見て …………… 横 尾 壮 英
- 第 18 号 (1975. 2) 学寮の管理運営の法的検討 …… 畑 博 行・村 上 武 則
- 第 19 号 (1975. 3) 大学院・学位制度に関する資料集 …………… 寺 山 昌 男〔編〕
- 第 20 号 (1975.10) 大学の大衆化をめぐる一第 3 回 (1974年度) 研究員集会の記録－
…… 大学教育研究センター〔編〕
- 第 21 号 (1976. 1) 大学英語教育に関するアンケート調査 －広島大学における学生の意見－
五十嵐 二 郎・稲 田 勝 彦・岩 村 聡
藤 本 黎 時・湯 浅 信 之
- 第 22 号 (1976. 3) 西ドイツ高等教育改革の青写真 …………… 天 野 正 治
- 第 23 号 (1976. 3) 宮城教育大学の教育改革－視察報告－ …… 教師教育プロジェクト〔編〕
- 第 24 号 (1976. 8) 広島大学学生の宿舎と生活 －アンケート調査から
黒 川 正 流・上 里 一 郎・岩 村 聡
- 第 25 号 (1976. 9) 高学歴社会 －その現実と将来－ 一第 4 回(1975年度)研究員集会の記録－
…… 大学教育研究センター〔編〕

- 第 26 号 (1976.11) 大学の組織・運営に関する総合的研究 …組織・運営プロジェクト〔編〕
- 第 27 号 (1977. 2) 教師教育カリキュラムに関する研究 …… 教師教育プロジェクト〔編〕
- 第 28 号 (1977. 2) 農学系大学・学部新入学生の入学動機と農業に関する意識の調査・研究
—その 2 東日本の場合— …… 山 谷 洋 二
- 第 29 号 (1977. 3) 理学系学生に対する教養課程における自然科学教育に関する調査・研究
—広島大学一般教育課程における物理学教育に関するアンケートから—
…………… 理科系教育研究プロジェクト (物理グループ)
- 第 30 号 (1977. 6) 日本のアカデミック・プロフェッション
—帝国大学における教授集団の形成と講座制— 天 野 郁 夫
- 第 31 号 (1977. 9) 大学における専門教育 第 5 回 (1976年度) 研究員集会の記録—
…………… 大学教育研究センター〔編〕
- 第 32 号 (1978. 8) 大学の国際化 —第 6 回 (1977年度) 研究員集会の記録—
…………… 大学教育研究センター〔編〕
- 第 33 号 (1978.10) 諸外国の大学における国際交流 —とくにアメリカ合衆国を中心として—
…………… 喜多村 和 之・天 野 郁 夫・湯 浅 信 之
- 第 34 号 (1978.11) 教養課程における理科系学生に対する自然科学教育の現状と課題(I)
—広島大学の事例を中心として—
…………… 高等科学技術教育研究プロジェクト
- 第 35 号 (1978.11) 教養課程における理科系学生に対する自然科学教育の現状と課題(II)
—理科系専門教育の立場から—
…………… 高等科学技術教育研究プロジェクト
- 第 36 号 (1979. 2) 広島大学医学部と地域社会 …… 大学と地域社会プロジェクト
- 第 37 号 (1979. 5) 諸外国における一般教育および科学技術教育改革の動向
…………… 高等科学技術教育研究プロジェクト
- 第 38 号 (1979. 7) 高等専門学校の現状と課題 …… 葉 柳 正
- 第 39 号 (1979.10) 地域社会と大学 —第 7 回 (1978年度) 研究員集会の記録—
…………… 大学教育研究センター〔編〕
- 第 40 号 (1979.11) 大学と地域社会の相互連関に関する調査研究(I)
—広島大学教員実態調査— …… 大学と地域社会プロジェクト (池田秀男)
- 第 41 号 (1979.12) 大学の国際交流に関する文献目録…「大学の国際化」プロジェクト〔編〕
- 第 42 号 (1979.12) 大学と地域社会の相互連関に関する調査研究(II)
—地域住民の大学観— …… 大学と地域社会プロジェクト (吉森 護)
- 第 43 号 (1980. 1) 日本の大学における外国人教員 —全国調査結果の概要—
…………… 「大学の国際化」プロジェクト〔編〕
- 第 44 号 (1980. 7) 大学と地域社会の相互連関に関する調査研究(III)
—広島大学と地域社会— …… 大学と地域社会プロジェクト (黒川正流)
- 第 45 号 (1980. 7) 大学農学教育に関する文献目録 …… 山 谷 洋 二〔編〕
- 第 46 号 (1980. 9) 理科系学生に対する一般教育の現状と課題
…………… 高等科学技術教育研究プロジェクト
- 第 47 号 (1980.11) 諸外国の大学における外国人教授の任用
—制度と実態— …… 喜多村 和 之

- 第 48 号 (1981. 7) 大学医学教育に関する文献目録 川 崎 尚〔編〕
- 第 49 号 (1981. 8) 科学社会学の研究 新 堀 通 也〔編〕
- 第 50 号 (1981.10) 大学における教育機能 (Teaching) を考える—第 9 回 (1980年度)
研究員集会の記録— 大学教育研究センター〔編〕
- 第 51 号 (1982. 1) 19世紀における科学の制度化と大学改革 成 定 薫〔編訳〕
—フランス・ドイツ・英国—
- 第 52 号 (1982. 2) 日本の大学院教育に関する留学生の意見調査
—全国調査結果の概要— 「大学の国際化」プロジェクト
- 第 53 号 (1982. 3) 工学系大学・学部教育改革に関する事例研究
—広島大学工学部改革調査— 高等科学技術教育研究プロジェクト
- 第 54 号 (1982.10) 大学における教授と学習—第10回 (1981年度)
研究員集会の記録— 大学教育研究センター〔編〕
- 第 55 号 (1982.12) 教師教育カリキュラムの研究(2) 教師教育プロジェクト〔編〕
- 第 56 号 (1983. 3) 日本の理工系大学教育の現状と将来像
—全国大学教員意見調査結果の概要—
..... 高等科学技術教育研究プロジェクト〔編〕
- 第 57 号 (1983. 8) 大学教育とカリキュラム—第11回 (1982年度)
研究員集会の記録— 大学教育研究センター〔編〕
- 第 58 号 (1983.11) 高等教育に関する統計資料
—理工系分野を中心にして— 前 川 力
- 第 59 号 (1984.10) 大学における教育と研究の接点を求めて —第12回 (1983年度)
研究員集会の記録— 大学教育研究センター〔編〕
- 第 60 号 (1985. 1) 外国大学における日本研究 新 堀 通 也〔編〕
- 第 61 号 (1985. 3) 明治初期専門教育成立に関する公文関係史料 ... 三 好 信 浩〔編〕
- 第 62 号 (1985. 3) 日本の大学教育の現状・課題・展望
—カリキュラムとティーチングを中心に—
..... 「大学教育に関する全国調査」プロジェクト〔編〕
- 第 63 号 (1985.10) 新制大学の35年—その功罪を考える— 大学教育研究センター〔編〕
—第13回 (1984年度) 研究員集会の記録—
- 第 64 号 (1986. 3) 学生の体調とやる気 石 桁 正 士・岩 崎 重 剛
- 第 65 号 (1986. 3) 研究者の流動性と研究能力の向上に関する研究
..... 小 林 信 一・塚 原 修 一・山 田 圭 一
- 第 66 号 (1986. 3) アカデミック・プロダクティビティの条件に関する国際比較研究
..... 有 本 章〔編〕
- 第 67 号 (1986. 8) 大学入試と教育改革 大学教育研究センター〔編〕
—第14回 (1985年度) 研究員集会の記録—
- 第 68 号 (1986. 2) 将来社会における研究者の需給予測に関する研究
..... 山 田 圭 一〔編〕
- 第 69 号 (1987. 3) アジアの高等教育 馬 越 徹〔編〕
- 第 70 号 (1988. 1) アジア 8 か国における大学教授の日本留学観(上)
..... 後 藤 与志夫〔編〕

第 71 号 (1988. 1) 官学と私学—大学の設置形態と国公立大学の将来—

—第15回 (1986年度) 研究員集会の記録—

…………… 大学教育研究センター〔編〕

第 72 号 (1988.11) 大学と政府—高等教育における役割と責任—

—第16回 (1987年度) 研究員集会の記録—

…………… 大学教育研究センター〔編〕

大学研究ノート 通巻73号 1989年10月発行

発行	広島大学 大学教育研究センター	広島市中区東千田町1丁目1-89 TEL(082) 241-1221 (内線3706)
印刷	有限会社 高橋謄写堂	広島市中区千田町3丁目2-29 TEL(082) 244-1110 (代)

Higher Education Reform and Adhoc Council for Education

Contents

Preface

Seki, Masao

Director, R. I. H. E.

Public Lectures

1. University and Adhoc Council for Education

by Shinbori, Michiya

(Mukogawa Women's University

Former Director of R. I. H. E.)

2. From University Dispute till Adhoc Council for Education

by Osaki, Hitoshi

(Director of Tokyo National Modern Art Museum

Former Commissioner for Cultural Affairs)

Higher Education Reform and Adhoc Council for Education

Proceedings of the 17th R. I. H. E. Annual Study Meeting

(Nov. 8 - 10, 1988)

RESEARCH INSTITUTE FOR HIGHER EDUCATION
HIROSHIMA UNIVERSITY Hiroshima, Japan